プロポーザル方式実施要項

第１章　プロポーザル参加に係る手続き等

1　プロポーザルの概要

(1)　業務の概要

ア　事業名　　浜松市立看護専門学校売店（無人店舗）設置場所貸付

イ　貸付の内容・場所

設置場所	設置可能面積（㎡）	販売品目
看護専門学校１階ロビー	９．００	食料品、飲料、雑貨類

ウ　履行期間　契約締結日から令和１２年３月３１日までとし、本市が認める場合は同一条件により契約を１年単位で更新することができる。

(2)　書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書	
3	仕様書	
4	評価基準	
5	プロポーザル方式実施要項	
6	様式 1	参加意向申出書
7	様式 2	参加資格確認結果通知書
9	様式 4-1	質問書
10	様式 4-2	質疑応答書
11	様式 5	企画提案書
12	様式 6	企画提案書等の取扱いに関する回答書
13	様式 7	結果通知書
14	別記 1	企画提案書等の取扱いに関する確認依頼
15	別記 2	入札参加資格審査申請に準じた書類

(3)　スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書受付期限	令和８年 11 月 30 日（月）午後５時
質問書受付期限	令和８年 12 月２日（水）午後５時
参加資格確認結果通知書交付日	令和８年 12 月４日（金）午前 10 時以降
質問に対する回答送付日	令和８年 12 月９日（水）

企画提案書等提出期間	令和８年 12 月 18 日（金）午後５時
特定・非特定の通知日	令和８年 12 月 23 日（水）
契約締結	令和８年 12 月 28 日（月）※予定

2　担当部署及び問い合わせ先

〒432-8021　浜松市中央区佐鳴台五丁目８番１号
浜松市健康福祉部看護専門学校
電話　053-455-0891　FAX　053-455-0893
メールアドレス　kango@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3　参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

(1)　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2)　浜松市の入札参加資格登録者にあっては、浜松市物品購入等に係る入札参加資格者に対する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。なお、浜松市の入札参加資格登録者でなくても、入札に参加することができる。

(3) 浜松市税に未申告及び滞納がないこと、また住民税の納税について特別徴収義務者であること。ただし、「市民税県民税特別徴収未実施理由書」の確認を受けている場合を除く。

(4) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと。

(5)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(7) 成年被後見人・被保佐人・被補助人としての登記がないこと。

(8) 参加申し込みに必要な書類を期日までに全て提出した者であること。

4　参加手続き等

(1)　参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア　受付期限　令和８年 11 月 30 日（月）午後５時まで（必着）

イ　提出先　　浜松市健康福祉部看護専門学校事務グループ　担当 片岡

ウ　提出方法　持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

エ　提出書類　（ア）　参加意向申出書（様式１）
（イ）　別記２に掲げる入札参加資格審査申請に準じた書類

(2)　参加資格確認結果通知書の交付
ア　交付場所　浜松市健康福祉部看護専門学校事務グループ　担当 片岡
イ　日時　令和８年 12 月４日（金）　午前 10 時以降
（午前８時 30 分から午後５時 15 分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）
ウ　その他　電話連絡等はしない。
※なお、郵送を希望する場合は、参加意向申出書を提出する際に、110 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

(3)　参加資格がないと認められた者の理由説明要求
(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。
ア　提出方法　持参又は郵送
（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）
イ　提出期限　令和８年 12 月８日（火）
（午前８時 30 分から午後５時 15 分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）
ウ　提出先　浜松市健康福祉部看護専門学校事務グループ　担当 片岡
エ　様式　任意様式

(4)　質問書の提出及び回答
本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前３日間浜松市役所（業務所管課）において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。
ア　提出期限　令和８年 12 月２日（水）午後５時まで（必着）
イ　提出先　浜松市健康福祉部看護専門学校事務グループ　担当 片岡
ウ　提出方法　持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行うこと。）
エ　回答送付日及び方法　令和８年 12 月９日（水）ファクシミリによる

5　参加資格の喪失
(1)　参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。
（ア）　第１章３に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
（イ）　第１章 4(1)エ及び第２章 2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第２章　企画提案書等について

1　企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

(1)　企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。

ア　経営安定性について

イ　事業実績について

ウ　取扱商品・価格提案・決済手段について

エ　衛生・防犯・安全管理について

オ　学校貢献・独自提案について

2　企画提案書等の提出

(1)　提出物

ア　企画提案書（様式５）

イ　企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式６）

※第２章５（3）及び別記を参照のうえ提出すること。

(2)　提出部数　２部（正本１部、副本１部）

(3)　提出先　　浜松市健康福祉部看護専門学校事務グループ　担当 片岡

(4)　提出期限　令和８年 12 月 18 日（金）午後５時まで

(5)　提出方法　持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

3　企画提案書等作成にあたっての留意点

(1)　提案は、簡潔に記述すること。

(2)　文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。

(3)　具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。

(4)　多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。

4　無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

(1)　プロポーザル方式実施説明書第２章１及び２に定める条件に適合しない提案。

(2)　虚偽の記載をした提案。

(3)　第１章３に示した参加資格を有しない者の提案。

5　企画提案書等の取扱い

(1)　企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(2)　提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。

(3)　企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。

(4)　提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
(5)　企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
(6)　企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
(7)　貸付候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
(8)　企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
(9)　提出された書類は返却しないものとする。
(10)　企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章　審査の手続き及び貸付候補者の特定

1　企画提案書等の審査

(1)　審査の実施

ア　書面審査

（ア）　提出された企画提案書等について、評価基準に従い審査を実施する。

（イ）　審査の結果、要件を満たした者を貸付者として選定する。

（ウ）　審査の結果ついては、令和８年12月23日（予定）までに書面にて通知する。

ウ　評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

2　貸付者の特定

(1)　提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を貸付候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、貸付候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
(2)　受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
(3)　最低基準点をあらかじめ設定している場合

審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(4)　特定・非特定の通知

提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和8年12月18日（金）までに通知する。

3　特定の取消

貸付候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における貸付候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新た貸付候補者として手続を行うものとする。

ア　第 1 章 3 に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ　第 1 章 4(1)エ及び第 2 章 2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第 4 章　その他

1　手続において使用する言語及び通貨

(1)　言語　　日本語

(2)　通貨　　日本国通貨

2　契約書作成の要否

要する。

3　その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。